

農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化
 (平成28年4月1日 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第38条)

特例措置前

○シルバー人材センターの取り扱う業務は、「臨時的かつ短期的な就業」(概ね月10日程度まで)又は「軽易な業務」(概ね週20時間まで)に限定されている。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十七条第一項に基づき厚生労働大臣が定める軽易な業務(平成十二年労働省告示第八十二号)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十七条第一項の軽易な業務は、次の各号に掲げる業務であって、当該業務の処理に要する一週間当たりの時間が労働者の一週間当たりの平均的な労働時間に比し相当程度短いものとする。

- 一 教室又は家庭における教授の業務
- 二 家事手伝いその他の家庭生活支援サービスの業務
- 三 自動車の運転その他のその処理に当たり免許又は資格を必要とする業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、特別の知識又は技能を必要とすることその他の理由により同一の者が継続的に当該業務に従事することが必要である業務

ニーズ

○労働力確保が課題となる過疎地域等において、高年齢退職者が今まで以上に活躍できる場を広げるため、シルバー人材センターについて、区域内の労働力の需給状況等から民業圧迫の恐れが無い場合には、同センターが、週20時間を目安とする「軽易な業務に係る就業」に加え、それ以外の就業(週40時間の就業)についても、派遣事業を行うことを可能としてほしい。



特例措置

○改正高年齢者雇用安定法により、シルバー人材センターの業務のうち、派遣・職業紹介事業に限り、「臨・短・軽」の業務に係る就業に加え、その能力を活用して行う業務に係る就業(週40時間まで)を可能とすること。



効果

- 過疎地域等における労働の確保
- 高年齢退職者の活躍の機会が拡大